

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

令和 3 年 第 4 回 沖 縄 県 議 会 (6 月 定 例 会) 閉 会 中

令和 3 年 8 月 26 日 (木 曜 日)

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 令和 3 年 8 月 26 日 木曜日
開 会 午後 6 時 52 分
散 会 午後 7 時 6 分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 令和 3 年第 6 回議員提出議案第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例

出 席 委 員

委 員 長	西 銘 啓史郎 君
副 委 員 長	大 城 憲 幸 君
委 員	新 垣 新 君
委 員	大 浜 一 郎 君
委 員	島 袋 大 君
委 員	中 川 京 貴 君
委 員	上 里 善 清 君
委 員	玉 城 武 光 君
委 員	仲 村 未 央 さん
委 員	赤 嶺 昇 君
委 員	翁 長 雄 治 君

委員外議員 座波 一 君

欠 席 委 員

山 内 末 子 さん

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

令和3年第6回議会議員提出議案第1号新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例を議題といたします。

ただいまの議案については、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、仲村未央委員から提出者への質疑を行いたいと提案があり、提出者を代表して委員外議員の座波一議員の出席を求めることで意見の一致を見た。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

提出者への質疑については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、座波一議員が説明員席に着席)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

令和3年第6回議会議員提出議案第1号新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例について、提案者への質疑を行います。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 長い時間調整が続きましたけれども、私たち修正案を中心にしながら調整をさせていただく中で、提案者のほうも、そして我々与党の側も、やはり今本当に大きなコロナの影響を受けている観光産業をもちろんはじめ、それにまつわるもろもろの産業が大きな影響を受けているということがあって、これは全会一致でしっかりと捉えていきたいという思いの中から時間がかかりましたけれども、その中でも私たちにとっても非常に重たかったのは、この感染症の観光関連、観光産業ということの、もちろん基幹産業、リーディング産業として特化をされる中ではありましたが、ただ、それにかかわらず生産者一第1次産業、それから第2次産業を含めて様々な影響を受け合っているということもあるので、その観光産業だけに関わらない部分をどう表現するかと。

それで、最初は観光産業、観光関連産業等として名称や書きぶりを調整できないかということもありました。ただ、これについてはやはり観光産業としてまとめたいという提案者の思いもありましたので、そこを酌んだ上で、ただ、今回皆さんが提案した6条の中で、その他の産業のための支援ということであった部分にこの文言を付け加えられないかということで調整した部分が、このような書きぶりでした。「新型コロナウイルスの影響を受けている本県のその他の産業に対し、観光産業と同様に支援の強化とその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と。ところが調整の中では、やはり受けているその他の産業に対し、「観光産業と同様に」という文言は削ってほしいということの経過がありましたので、ただ、この観光産業と同様にとという言葉は削った上でも、本来ここで狙いとしたその他の産業のための支援、これは提案者の意図も同じように、この文言を削ったとてその他の産業に対し支援の強化をするという意思はもちろん何ら変わらずその条例に入っていると。そして、本県はそのことに対してもしっかりと取り組むということはこの条文を通じて確認できるというふうに理解をしてよろしいか、そこだけぜひ提案者の意図を確認した上で整理をさせていただければと思います。

○座波一議員 質問にお答えする前に、まずこの条例案を提案させていただきまして、その審議を党派を超えるという最初の理念にのっとって建設的な議論をしていただきましたことに、心から感謝申し上げます。

今の仲村委員の質疑に対する答えなんですが、観光産業は裾野が広いということで、定義づけもないということは御存じのことと思います。それで私たちは提案時におきまして、予算獲得のためには絞り込む必要があると。ターゲットを絞らなければぼやけてしまうという、それを懸念しておりました。ですか

ら、絞る必要があるという考えからあえてタイトルを絞り予算獲得という実効性を高める意図があったわけです。

しかしながら、委員会審議を通しまして観光関連産業以外の産業に対する対応を考えるべきである、入れるべきであるという多くの質疑をいただきました。それを受け取って、酌み取って協議を重ねた結果、その他の産業に対する支援に配慮が必要と判断したため、第6条としてその他の産業に対する支援の強化を明記したものであります。

観光産業は、繰り返しますが、裾野が広く定義づけが難しいという事情を鑑みて、取り残しのない対応を行うためにも条例案の趣旨にのっとって施策に反映するように、議会から県や国に働きかけるように努めるようにしなければならぬと考えております。

○仲村未央委員 委員長、ありがとうございます。

今しっかりと6条の意図を確認できましたので、今のことを受け止めてまた次の採決に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、令和3年第6回議会議員提出議案第1号に対する提案者への質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、提出者退席)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

令和3年第6回議会議員提出議案第1号に対しては、翁長雄治委員ほか3名から別紙のとおり修正案が提出されております。

なお、修正案は、お手元に配付してあるとおりです。

よって、この際、令和3年第6回議会議員提出議案第1号に対する修正案を議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

翁長雄治委員。

○翁長雄治委員 ただいま議題になっております、令和3年第6回議会議員提出議案第1号新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例に対する修正案を提出者を代表して御提案させていただきます。

令和3年第6回議会議員提出議案第1号新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を次のように修正する。

第2条第1号中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」に改める。第6条中「この条例」を「前各条」に、「本県の産業」を「本県のその他の産業」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

「第6条 県は、新型コロナウイルス感染症に対する対策としての観光関連事業者等支援施策の的確かつ迅速な実施を図るため、国と県との役割分担を踏まえ、国に対して適切な支援を講ずることを要請するよう努めるものとする。」

以上です。

議員各位の御賛同よろしく申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 提案者からの提案理由説明は終わりました。

休憩いたします。

（休憩中に、修正案に関する質疑予定者はいないことを確認し、議案の採決の順序等について協議。）

○西銘啓史郎委員 再開いたします。

これより、令和3年第6回議会議員提出議案第1号新型コロナ感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例を採決いたします。

まず、本案に対し翁長雄治委員ほか3名から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案は、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。

修正した部分を除く他の部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分については、可決されました。

次に、お諮りいたします。

本議案については、速やかに条例として成立させる必要があると考えられることから、令和3年8月27日に告示予定の令和3年第7回沖縄県議会(臨時会)の付議事件として本事件を追加告示するよう申入れをすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 西 銘 啓史郎